

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	小田巻 友子（おだまき ともこ）
○学位の種類	博士（経済学）
○授与番号	甲 第1149号
○授与年月日	2017年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	コ・プロダクション論の展開 —スウェーデンの親協同組合 就学前学校と日本の医療福祉生活協同組合の事例を中心に— (The Development of Co-production Theory: The Cases of Swedish Parent Cooperative Pre-schools and Japanese Health Care and Welfare Cooperatives)
○審査委員	(主査) 佐藤 卓利（立命館大学経済学部教授） 松尾 匡（立命館大学経済学部教授） 橋本 貴彦（立命館大学経済学部准教授）

<論文の内容の要旨>

本論文の要旨

コ・プロダクションとは、1970年代にアメリカの行政学者 Vincent Ostrom が、公共的なサービス生産過程での自発的な専門家と利用者の協働がサービスの質や量を高めることを意味するものとして、初めて提起した概念である。近年、欧米諸国では、コ・プロダクションの概念は、福祉分野において、サービスの供給と管理に市民を関与させ、サードセクター組織を巻き込む新しい手法として注目を集めている。しかしその定義は論者により様々で、未だ統一されたものは存在しない。

本論文では、先行研究の精査を踏まえ、コ・プロダクションの典型事例であるスウェーデンの親協同組合就学前学校と、本論文で新たにコ・プロダクションの事例と位置づけた日本の医療福祉生活協同組合へのインタビュー調査の結果を分析することで、コ・プロダクション概念の明確化を試みている。

さらに本論文は、コ・プロダクションにおけるサービスの質や量への影響とはなにかを理論的・実証的に分析し、その効率性を明らかにすることにより、コ・プロダクション概念を日本の福祉供給スキームの構築に適用する意義を提起している。

本論文の構成

序章 概念的枠組みと構成

第1章 コ・プロダクションの理論

第2章 ポスト福祉国家におけるコ・プロダクションと協同組合

—福祉供給をめぐる利用者主権の確立—

第3章 スウェーデンの親協同組合就学前学校に見るコ・プロダクション

第4章 日本の医療福祉生活協同組合に見るコ・プロダクション

第5章 コ・プロダクションの社会政策的位置づけ

終章 総括

<論文審査の結果の要旨>

本論文は、「コ・プロダクション論の展開」という全体テーマの下に、コ・プロダクションの理論の検討、ポスト福祉国家におけるコ・プロダクションと協同組合の位置づけ、スウェーデンの親協同組合就学前学校と日本の医療福祉生協の実証研究、コ・プロダクションの社会政策的位置づけを行い、総括としてコ・プロダクション概念の今後の展開の可能性を論じている。全体として一つのテーマを追求した労作である。

本論文は、行政や専門家が一方的なサービス供給を判断し実施することへの批判を含意するコ・プロダクション概念形成の文脈を引き継ぎつつ、他方でそれが利用者・住民の労力の安上がりな利用につながったり、利用者が既存の条件下で示される選択をそのまま受け入れる自己選択論につながったりすることへの批判を常に持って、諸理論を検討している。そしてその中から、潜在する利用者ニーズを充足できないリスクをいかに最小化できるかという首尾一貫した観点で、コ・プロダクション概念を精緻化することを試みている。その論旨・主張には、整合性と一貫性があると評価できる。

本論文は、ポスト福祉国家における社会サービス領域におけるコ・プロダクションの有効性を主張しているが、その有効性の適正な範囲と、保育・教育・医療・福祉などの領域ごとの有効性の程度の検証が求められる。また、スウェーデンの親協同組合就学前学校と日本の医療福祉生協の実証研究を通じたコ・プロダクション概念の提起であるが、その概念の理論的一般性を主張するのであれば、両国の事例にとどまらず、ポスト福祉国家と位置付けられる諸国の実証研究の積み重ねが求められるであろう。

とはいえ、社会サービスにおけるコ・プロダクションとは、「利用者・専門家・行政の統合を目指したポスト福祉国家の形であり、専門家との協働による利用者ニーズの解明と、サービスのアクセスが公的に保障されている状況によって初めて成立するといえる」という見解は、本論文のオリジナルな見解であり、その見解を、日本で初めてのコ・プロダクション概念の本格的展開と、それをスウェーデンと日本の協同組合の実践の実証分析によって裏付けている点は、独創的な研究と評価できる。

以上により、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士学位を授与するに相応しいものであると判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公聴会は、2017年1月6日（金）13時30分から15時まで、アクロスウイング第3研究会室で行われた。本審査委員会は、申請者が本学大学院経済学研究科博士課程後期課程に在学中に行なった学会発表、査読付き雑誌への論文掲載などの研究活動、また公聴会の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

したがって、本学学位規定第18条第1項に基づいて、博士（経済学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。